

令和2年

第4回仁木町教育委員会定例会議案

日時 令和2年4月20日
午後6時30分

場所 仁木町役場 「応接室」

令和2年第4回仁木町教育委員会定例会議事日程

令和2年4月20日(月) 午後6時30分 開議

(第1日)

日 程	区 分	件 名
日程第 1		会期決定
日程第 2		会議録承認
日程第 3		教育長事務報告
日程第 4	報告第1号	新型コロナウイルス感染症に関する学校の対応について
日程第 5	議案第1号	仁木町立学校管理規則の一部を改正する規則に関する件
日程第 6	議案第2号	仁木町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱に関する件
日程第 7	議案第3号	仁木町山村開発センター設置条例等に基づく使用料の減免取扱規程の一部を改正する規程に関する件
日程第 8	議案第4号	仁木町社会教育委員の委嘱に関する件
日程第 9	議案第5号	仁木町学校給食運営委員会委員の委嘱に関する件
日程第10	議案第6号	仁木町学校給食献立原案検討・物資選定委員会委員の委嘱に関する件
日程第11	協議案第1号	当面する教育諸問題に関する件

日程第 1 会期決定

日程第 2 会議録承認

日程第 3 教育長事務報告

教育長事務報告 令和2年3月23日（月）～4月20日（月）

1 人事評価適正化会議

令和2年3月24日（火）応接室

＝概要＝

○ 令和元年度仁木町職員人事評価に係る適正実施

2 滝上善市氏から寄付受領

令和2年3月25日（水）滝上イト宅

＝概要＝

○ 苫小牧市在住の滝上善市氏から銀山小学校及び銀山中学校の図書購入に
20万円の寄付受領

3 銀山小学校退職教員辞令交付

令和2年3月26日（木）銀山小学校

＝概要＝

○ 銀山小学校谷崎先生の退職辞令交付（荒木校長、岩井教育長）

4 第3回新型コロナウイルスの対応に係る市町村教育長意見交換会

令和2年3月26日（木）後志合同庁舎保健所会議室

＝概要＝

○ 学校再開にあたっての留意事項

○ その他

5 第7回臨時校長会

令和2年3月26日（木）後志合同庁舎保健所会議室

＝概要＝

○ 新型コロナウイルス感染症に係る経過

○ 学校再開にあたっての留意事項

○ 小中学校の入学式の対応について

○ その他

6 仁木町学校給食共同調理場調理員採用面接

令和2年3月30日(月)教育長室

＝概要＝

- 面接官～岩井教育長、渡辺所長
- 任用者～1名(佐藤由香理氏)

7 仁木小学校に手作りマスクの寄贈

令和2年3月31日(火)仁木小学校

＝概要＝

- 大原知恵美氏から仁木小学校新1年生に手作りマスクの寄贈(24枚)
- 立ち会い～岩井教育長、吉田教頭、八柳教諭(新1年制担任)

8 年度初め町長訓示式及び新規採用職員辞令交付

令和2年4月1日(水)町民センター交流ホール

＝概要＝

- 令和2年度当初における町長訓示
- 新規採用職員辞令交付(新規採用職員～5名、北海道派遣職員～1名)

9 町職員及び会計年度任用職員辞令交付式

令和2年4月1日(水)町民センター交流ホール

＝概要＝

- 令和2年4月1日付け人事異動職員辞令交付
- 会計年度任用職員辞令交付

10 教育委員会職員辞令交付式

令和2年4月1日(水)教育長室

＝概要＝

- 令和2年4月1日付け教育委員会人事異動職員辞令交付
- 渡辺前学校給食共同調理場所長、泉谷新学校給食共同調理場所長

11 見積合わせ

令和2年4月1日(水)役場会議室2

＝概要＝

- 小学校用指導書購入～納入業者ささかに決定

- スクールバス運行委託業務～委託業者イナホ観光㈱に決定
- 給食配送車運行委託業務～委託業者(有)五共ハイヤーに決定

12 令和2年度転入教職員辞令交付式

令和2年4月2日(木) 町民センター・交流ホール

＝概要＝

- 開会のことば、国歌斉唱、辞令交付(14名)、サービスの宣誓(山崎校長)、教育長挨拶、歓迎のことば(佐藤町長)、転入教職員代表挨拶(山崎校長)、町長・教育委員・校長・教頭及び委員会職員の紹介、閉会のことば

13 令和2年度仁木町校長会総会

令和2年4月2日(木) 会議室2

＝概要＝

- 開会、教育長挨拶、協議事項～令和元年度会務報告及び決算報告、令和2年度事業計画及び会計予算、役員改選(新会長：山崎校長、副会長：齋藤校長)、閉会

14 臨時校長会

令和2年4月2日(木) 会議室2

＝概要＝

- 教育長挨拶(示達事項含む)
 - ・ 令和2年度仁木町における学校経営にあたっての留意事項
- 教育委員会指導・伝達事項(2件)
 - ・ 新型コロナウイルス感染症対策に関する件
 - ・ マスクの配付に関する件
- 今後の予定、連絡事項
- 協議事項
 - ・ 訪問による各市町村小・中学校長会議について(4/17予定)
 - ・ 入学式について
- その他

15 給食共同調理場調理員辞令交付式

令和2年4月3日(金) 学校給食共同調理場

＝概 要＝

○ 対象者：パートタイム会計年度任用調理員 ～6名

16 政策調整会議

令和2年4月3日（金）役場応接室

＝概 要＝

○ 各課からの提出議案

17 第8新型コロナウイルス感染症対策連絡会議

令和2年4月3日（金）役場応接室

＝概 要＝

○ 新型肺炎（新型コロナウイルス感染症）に係る情報交換

○ 今後の対応 ほか

18 令和2年度銀山小学校入学式

令和2年4月6日（月）銀山小学校

＝概 要＝

○ 開式の言葉、国歌斉唱、校歌斉唱、新1年生児童紹介（6名）、学校長式辞（打矢校長）、来賓紹介（佐藤町長、岩井教育長）、歓迎の言葉、職員紹介、閉式の言葉

19 銀山小学校に手作りマスクの寄贈

令和2年4月6日（月）銀山小学校

＝概 要＝

○ 銀山女性の会から銀山小学校に手作りマスクの寄贈（50枚）

○ 立ち会い～岩井教育長、打矢校長

20 令和2年度仁木中学校入学式

令和2年4月7日（月）仁木中学校

＝概 要＝

○ 開式の辞、国歌斉唱、新入生呼名（20名）、来賓紹介（佐藤町長、岩井教育長）、新入生誓いの言葉、閉式の辞

- 21 令和2年度銀山中学校入学式
令和2年4月7日(月) 銀山中学校
=概要=
○ 開式の言葉、国歌演奏、校歌演奏、新入生呼名(6名)、学校長式辞(庵校長)、来賓紹介(佐藤町長、岩井教育長)、歓迎の言葉、誓いのことば、職員紹介、閉式の言葉
- 22 第1回新型コロナウイルス感染症対策会議
令和2年4月7日(月) 役場応接室
=概要=
○ 新型コロナウイルス感染症対策本部立ち上げについて
○ 今後の対応について
○ その他
- 23 令和2年度第1回総合計画策定庁内会議
令和2年4月16日(木) 役場応接室
=概要=
○ 第6期総合計画の基本構想素案について
○ 策定ワーキンググループについて
○ 今後のスケジュールについて
○ その他
- 24 第2回新型コロナウイルス感染症対策会議
令和2年4月16日(木) 役場応接室
=概要=
○ 生活支援臨時給付金(仮称)について
○ 情報共有・今後の対応について
- 25 新型コロナウイルスの対応に係るテレビ会議
令和2年4月17日(金) 後志合同庁舎講堂
=概要=
○ 臨時休業の要請について
・ 4月20日(月)～5月6日(水)の間、各小中学校臨時休業の要請

26 定例校長会

令和2年4月17日（金）役場会議室2

＝概要＝

- 教育長挨拶（示達事項含む）6件
 - ・ 4月20日～5月6日の間の臨時休業について
 - ・ 児童生徒の河川事故の注意喚起について
 - ・ 交通安全の取組について
 - ・ 教育委員会への「報・連・相」の徹底について
 - ・ 人権に関する教室及び作文について
 - ・ 後志管内の教育研究・研修体制の見直しについて
 - ・ 後志町村教育委員会協議会等の部会構成等について
- 教育委員会示達事項
 - ・ 新型コロナウイルス感染症対策について
 - ・ 情報セキュリティポリシーの遵守について
 - ・ 学校行事の案内及び礼状の取り扱いについて
- 会務報告、連絡事項
- 協議事項
 - (1) 令和2年度入学式における状況（国旗・国歌等）について
 - (2) 指導監訪問の計画について（第1期）
5/18 銀山中・銀山小、5/19 仁木中・仁木小
 - (3) 指導主事訪問の取組について（調整中）
 - (4) 令和2年度仁木町教育経営研修会について～中止
 - (5) 教育委員学校視察について ※後日、日程調整
 - (6) 三者歓送迎会について～延期
 - (7) その他
 - ・ 仁木町教育委員会と各地区交流会について～中止
 - ・ 運動会の取り扱い 仁木小～中止、銀山小～中止
仁木中～延期、銀山中～延期
 - ・ 旅行的行事 各学校とも延期し、日程調整中
- 各学校の近況・交流、今後の主な日程
次回校長会 5月20（水）9：30～会議室2

27 第3回新型コロナウイルス感染症対策会議

令和2年4月17日（金）役場応接室

＝概 要＝

- 入札や見積合わせの執行について
- 情報共有・今後の対応について
- その他

日程第 4

報告第 1 号

新型コロナウイルス感染症に関する学校の対応について

このことについて、別紙のとおり報告します。

令和 2 年 4 月 2 0 日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩 井 秋 男

各市町村教育委員会教育長 様
(各市町村立学校長)

北海道教育庁教育部長 志 田 篤 俊

新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の要請について(通知)

新型コロナウイルス感染症の対策については、「学校における感染症対策の徹底について」(令和2年4月1日付け教健体第1号通知)等に基づき対応いただいているところですが、札幌圏において感染者の増加が続くなど、第2の波とも言える危機的な状況にあり、感染拡大を早期に収束させなければならない状況に至ったことから、昨日、知事から学校の臨時休業について要請がありました。

つきましては、本道における感染の流行を早期に収束させるため、集団による感染の拡大を防止することが極めて重要であり、徹底した対策を講じていく必要があることから、貴所管の小・中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に関し、次のとおり要請します。

記

- 1 令和2年4月20日(月)から5月6日(水)までの期間を、臨時休業とすること。ただし、休業中の対応に関する周知などが必要な場合には、4月20日(月)に限り、分散登校を実施すること。
- 2 休業期間中の家庭学習については、道教委が別途通知する教材等を活用するなど、学校再開を見通した課題を示すこと。なお、学校の再開に向けての分散登校等の対応は、別途通知する。
- 3 「新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業中及び学年始めにかけての過ごし方について」(令和2年2月28日付け教生学第1012号通知)を踏まえ、臨時休業中は、感染リスクを高めるような不要不急の外出をできるだけ避け、基本的には自宅で過ごすことやインターネット等の安心・安全な利用などについて指導するとともに、いじめ等の問題や心の不安などについて24時間無料で相談できる「子ども相談支援センター」(0120-3882-56)について周知すること。
- 4 児童生徒や保護者の要望に基づき、来校相談や家庭訪問を実施すること。
- 5 各学校においては、引き続き「健康観察シート」を活用するなどし、児童生徒の健康状態に一層配慮すること。
- 6 教職員については、健康管理を行うとともに、在宅勤務や時差出勤等を適切に活用すること。なお、各学校においては、環境衛生を良好に保つこと。

学校教育局高校教育課
学校教育局義務教育課
学校教育局健康・体育課
学校教育局生徒指導・学校安全課
教職員局教職員課
教職員局福利課

新型コロナウイルス感染症対策に対応した臨時休業等について（補足）

R2. 4. 17 仁木町教育委員会

令和2年4月16日（木）夜、国から全国の都道府県に対し緊急事態宣言が発出され、北海道は、特別警戒都道府県に指定された。

北海道知事から北海道教育委員会に対し、全道すべての小中高等学校に4月20日（月）から5月6日（水）までの間、一斉休業の要請があり、北海道教育委員会としても取り組むこととし、北海道市町村教育長会議（テレビ会議）が開催され、各市町村教育委員会に強く要請された。

本町においても、子どもたちの命を守ることが最優先課題として、北海道教育委員会の要請に基づき、本日、臨時休業等に取り組むことを決定した。

このことから、各学校については、令和2年4月17日付け教健体第55号「新型コロナウイルス感染症対策に対応した臨時休業の要請について（通知）」に基づき、取り組みをお願いします。

なお、補足情報として現時点で確認が取れている情報は次のとおり。

記

- 家庭学習の準備などが間に合わない学校については、4月22日（月）に限り分散登校（フルスペックはNG）を実施しても構わない。
- 学校再開は、現在のところ5月7日（木）からとしているが、5月7日、8日については、分散登校や午前授業にするなど、緩やかなスタートとすること。（詳細については、後日通知する。）※この2日間は給食の提供を行いません。
- 休業期間中の4月27日の週に1日、生活リズムを整えるため分散登校日を設ける予定。詳細は、後日、周知する。
- 休業中の家庭学習については、各学校で用意していると思うが、北海道教育委員会でも資料の提供を行うので活用願いたい。
- 休業中の児童生徒については、感染リスクに低い活動は認めるが、なるべく自宅で過ごしてほしい。
- 休業期間中の学童保育については、現在住民課と調整中。
- いじめ問題などがある場合は、子ども相談センターの活用を。
- 来校相談や家庭訪問などは、必要に応じて実施しても構わない。休業の周知文書に記載願う。
- 教職員についても、健康管理には十分に気を付け、不要不急の外出を控えるよう徹底すること。
- 後日、道立学校の在宅勤務要綱を送付するので、在宅勤務や時差出勤を行う場合は活用願いたい。（該当者がいる場合、本町も溯って要綱の制定を行う。）
- 支援員については、各学校に判断を任せるが、小中学生の子どもがいる支援員につい

ては、勤務時間分の賃金を支払う。また、小中学生の子どもがいない支援員については、欠勤時間の6割相当の賃金を支払うこととしている。(有休でもよい)

- 休業期間中の部活動は中止してください。
- 今までの通知文については、使える情報と使えない情報が混在しているので、来週の早い段階で、改めて通知文を周知する。
- 給食の提供については、4月20日(月)から5月8日(金)までの間、行いません。今のところ、次の給食提供日は、5月11日(月)を予定。

(生涯学習関係)

- 公共施設(体育施設及び文化施設等)については、道立施設は明日から5月6日(水)までの間、全面休館とするので、各市町村についても、同様の措置をお願いしたいとのこと。
- クラブチーム活動や少年団活動についても、後日、活動自粛の要請を行う。

新型コロナウイルス感染症の対応については、今までの常識は通用しなく、状況に応じ、様々対応が変わっていくことを念頭に、柔軟な対応が求められるので、その都度、教育委員会に協議願います。

新型コロナウイルスの感染予防対策に関する 仁木町役場からのお願い

国では、「新型コロナウイルス特別措置法」に基づき、5月6日まで「緊急事態宣言」の対象地域を全国に拡大し、感染拡大防止の取り組みを重点的に進めるため、北海道のほか、東京、大阪などの13都道府県を「特定警戒都道府県」に指定しました。

このことに伴い、町民の皆さまには不自由をおかけいたしますが、爆発的な感染拡大と医療崩壊による命と暮らしを守るため、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

感染防止に向けたお願い

■ 留意する事項

- ① 今週末の不要不急の外出と札幌市への往来の自粛
- ② 繁華街の接客を伴う飲食店等への外出の自粛
- ③ 他者と一定の距離を保つ社会距離(ソーシャル・ディスタンス)の実施

※ 町内への「海外」や「特定警戒都道府県」からの訪問を受けるにあたっては、過去2週間以内の発熱や風邪症状の有無を必ず確認し、37.5度以上の発熱や症状等がある場合は、訪問自粛の呼びかけをお願いします。

■ 町内各施設の休館

4月17日(金)から5月6日(水祝)までの期間、次の施設を休館いたします。

施設名	担当課	電話番号
銀山生活改善センター	産業課農政係	32-2515
保健センター	ほけん課	32-2514
町民センター(図書館含む全館)	教育委員会	32-3621
山村開発センター(アリーナ)		
いきいき88(会議室のみ(浴場は営業))	住民課	32-2513
大江コミュニティセンター、然別生活館、銀山憩の家、緑会館、長沢会館、尾根内会館、砥の川会館		
ふれあい遊トピア公園 (パークゴルフ場、野球場、テニスコート、バスケットコート、管理棟)	産業課 商工観光振興係	32-3951
フルーツパークにき (管理棟、レストラン、コテージ)		
仁木観光管理センター(売店)		

※ 今後、状況の変化により変更となる場合もあります。なお、変更がある場合は「防災行政無線」等でお知らせいたします。

※ 新型コロナウイルスに対する学校行事の対応状況について

○ 運動会、体育大会について

- ・ 仁木小(5/23)と銀山小(6/13) 今後検討するが、延期は難しい状況。中止する方向で教職員と協議する。また、両小学校は歩調を合わせる。
- ・ 仁木中(5/30)と銀山中(6/13) 延期する方向。ただし、例年の体育大会は行わず、体育の時間で記録を残すなどの方法で実施することを検討。

○ 修学旅行、宿泊研修について

- ・ 修学旅行 仁木小(9月)、銀山小(7月) 今後の状況を踏まえて検討
仁木中(5月)、銀山中(5月) 10月に延期済み
- ・ 宿泊研修 仁木小(6月) 9月に延期済み 銀山小 今年度実施なし
仁木中(7月)、検討中 銀山中(5月) 10月に延期済み

○ 遠足などの日帰り行事

- ・ 仁木小は1学期遠足等がない。銀山小は延期を決定済み

○ 令和2年度仁木町教育経営研修会について

- ・ 年2回(7月、1月)開催。7月の開催有無は未定

○ 教育委員学校視察 後日日程調整(11月)

○ 三者歓送迎会 中止

○ 各地区交流会 中止

○ 仁木町小学生陸上競技大会 中止

日程第 5

議案第 1 号

仁木町立学校管理規則の一部を改正する規則に関する件について

仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則
第 2 条第 1 1 項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和 2 年 4 月 2 0 日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩 井 秋 男

仁木町立学校管理規則の一部を改正する規則

仁木町立学校管理規則（平成14年仁木町教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第42条に次の3項を加える。

- 3 教育委員会は、その所管する町立学校の教育職員が業務を行う時間（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条の指針に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）を徐いた時間を次の各号に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。
 - (1) 1か月について45時間
 - (2) 1年について360時間
- 4 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を徐いた時間を次の各号に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。
 - (1) 1か月について100時間未満
 - (2) 1年について720時間
 - (3) 1か月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1か月、2か月、3か月、4か月及び5か月の期間を加えたそれぞれの期間において1か月当たりの平均時間について80時間
 - (4) 1年のうち1か月において所定の勤務時間以外の時間において、45時間を超えて業務を行う月数について6か月
- 5 前2項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定める。

様式1及び様式2を次のように改める。

小 学 校 児 童 指 導 要 録

様式1 (学籍に関する記録)

区分	学年	1	2	3	4	5	6
学 級							
整理番号							

学 籍 の 記 録							
児 童	ふりがな			性 別	入学・編入学等	年 月 日 第 1 学年 入学 第 学年編入学	
	氏 名					転 入 学	年 月 日 第 学年転入学
	生年月日	年 月 日生					
	現住所						
保 護 者	ふりがな			転学・退学等	(年 月 日) 日		
	氏 名				卒 業	年 月 日	
	現住所						
入学前の経歴				進 学 先			
学 校 名 及 び 所 在 地 (学校名・所在地等)							
年 度		年度		年度		年度	
区分	学年	1		2		3	
校長氏名印							
学級担任者 氏 名 印							
年 度		年度		年度		年度	
区分	学年	4		5		6	
校長氏名印							
学級担任者 氏 名 印							

様式2 (指導に関する記録)

児童氏名	学校名	区分	学年	1	2	3	4	5	6
		学級							
		整理番号							

各教科の学習の記録										特別の教科道徳							
教科	観点	学年	1	2	3	4	5	6	学年	学習状況及び道徳性に係る成長の様子							
国語	知識・技能								1								
	思考・判断・表現																
	主体的に学習に取り組む態度								2								
	評定																
社会	知識・技能								3								
	思考・判断・表現																
	主体的に学習に取り組む態度								4								
	評定																
算数	知識・技能								5								
	思考・判断・表現																
	主体的に学習に取り組む態度								6								
	評定																
理科	知識・技能								3	外国語活動の記録							
	思考・判断・表現									学年	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度				
	主体的に学習に取り組む態度								4	総合的な学習の時間の記録							
	評定									学年	学習活動	観点	評価				
生活	知識・技能								3								
	思考・判断・表現																
	主体的に学習に取り組む態度								4								
	評定																
音楽	知識・技能								5								
	思考・判断・表現																
	主体的に学習に取り組む態度								6								
	評定																
図画工作	知識・技能								3								
	思考・判断・表現																
	主体的に学習に取り組む態度								4								
	評定																
家庭	知識・技能								5								
	思考・判断・表現																
	主体的に学習に取り組む態度								6								
	評定																
体育	知識・技能								3	特別活動の記録							
	思考・判断・表現									内容	観点	学年	1	2	3	4	5
	主体的に学習に取り組む態度								4								
	評定																
外国語	知識・技能								5								
	思考・判断・表現																
	主体的に学習に取り組む態度								6								
	評定																

児童氏名

行 動 の 記 録															
項 目	学 年	1						項 目	学 年	1					
		1	2	3	4	5	6			1	2	3	4	5	6
基本的な生活習慣								思いやり・協力							
健康・体力の向上								生命尊重・自然愛護							
自主・自律								勤労・奉仕							
責任感								公正・公平							
創意工夫								公共心・公徳心							
総 合 所 見 及 び 指 導 上 参 考 と なる 諸 事 項															
第1学年							第4学年								
第2学年							第5学年								
第3学年							第6学年								
出 欠 の 記 録															
区分	授業日数	出席停止、 欠席等の日数	出席停止、 欠席等の日数	欠席日数	出席日数	備 考									
学年															
1															
2															
3															
4															
5															
6															

附 則
この規則は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

新旧対照表

○仁木町立学校管理規則

新	旧
<p>仁木町立学校管理規則</p>	<p>仁木町立学校管理規則</p>
<p>平成14年3月27日 教育委員会規則第4号</p>	<p>平成14年3月27日 教育委員会規則第4号</p>
<p>目次 略</p>	<p>目次 略</p>
<p>第1条～第41条 略</p>	<p>第1条～第41条 略</p>
<p>(勤務時間等)</p>	
<p>第42条 職員の勤務時間、休暇等については、市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和27年北海道条例第81号)第2条において準用する北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成10年北海道条例第21号。以下「条例」という。)及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則(北海道人事委員会規則13—2)第2条において準用する北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則(北海道人事委員会規則13—43)の定めるところによる。</p>	<p>第42条 職員の勤務時間、休暇等については、市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和27年北海道条例第81号)第2条において準用する北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成10年北海道条例第21号。以下「条例」という。)及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則(北海道人事委員会規則13—2)第2条において準用する北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則(北海道人事委員会規則13—43)の定めるところによる。</p>
<p>2 前項の職員のうち市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する職員以外の職員の勤務時間及び休暇等は、仁木町職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例(平成22年仁木町条例第1号)、仁木町職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成22年仁木町規則第18号)の定めるところによる。</p>	<p>2 前項の職員のうち市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する職員以外の職員の勤務時間及び休暇等は、仁木町職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例(平成22年仁木町条例第1号)、仁木町職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成22年仁木町規則第18号)の定めるところによる。</p>
<p>3 教育委員会は、所管する町立学校の教育職員が業務を行う時間(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)第7条の指針に規定する在職等時間)を、以下(同じ。)を除いた時間を次の各号に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。</p>	
<p>(1) 1か月について45時間</p>	
<p>(2) 1年について360時間</p>	

4 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできな
い業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に
業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が
業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時
間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を
行う。

(1) 1か月について100時間未満

(2) 1年について720時間

(3) 1か月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1か月、2か月、
3か月、4か月及び5か月の期間を加えたそれぞれの期間において1か
月当たりの平均時間について80時間

(4) 1年のうち1か月において所定の勤務時間以外の時間において、45
時間を超えて業務を行う月数について6か月

5 前2項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育
職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員
会が別に定める。

第43条～第67条 略

第43条～第67条 略

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

小学校児童指導要録

様式1 (学齢に関する記載)

区分	学年	1	2	3	4	5	6
学籍							
整理番号							

児童		学籍の記載		学年		年度	
氏名	住所	入学・編入学等	入学	年	月	日	第 学年 入学
生年月日	現在所	編入学		年	月	日	第 学年 編入学
よりおな	よりおな	転学・退学等		(年	月	月 日)
氏名	氏名	卒業		年	月	日	
現在所	現在所	退学					
入学前の経歴							
学校名及び所在地(分校、併設校)							
学年	学年	年度	年度	年度	年度	年度	年度
区分	区分	1	2	3	4	5	6
校長氏名印							
指導担任者氏名印							
学年	学年	年度	年度	年度	年度	年度	年度
区分	区分	1	2	3	4	5	6
校長氏名印							
指導担任者氏名印							

小学校児童指導要録

様式1 (学齢に関する記載)

区分	学年	1	2	3	4	5	6
学籍							
整理番号							

児童		学籍の記載		学年		年度	
氏名	住所	入学・編入学等	入学	年	月	日	第 学年 入学
生年月日	現在所	編入学		年	月	日	第 学年 編入学
よりおな	よりおな	転学・退学等		(年	月	月 日)
氏名	氏名	卒業		年	月	日	
現在所	現在所	退学					
入学前の経歴							
学校名及び所在地(分校、併設校)							
学年	学年	年度	年度	年度	年度	年度	年度
区分	区分	1	2	3	4	5	6
校長氏名印							
指導担任者氏名印							
学年	学年	年度	年度	年度	年度	年度	年度
区分	区分	1	2	3	4	5	6
校長氏名印							
指導担任者氏名印							

様式2 (指導者に関する記録)

氏名		学年		区分					
氏名		学年		1	2	3	4	5	6
特別の教科 道徳									
学習状況及び道徳性に係る成長の様子									
科目	単元	1	2	3	4	5	6	7	8
道徳	道徳への関心・意欲・態度								
国語	読書への関心・意欲・態度								
社会	社会科学習への関心・意欲・態度								
理科	理科学習への関心・意欲・態度								
算数	算数学習への関心・意欲・態度								
英語	英語学習への関心・意欲・態度								
音楽	音楽学習への関心・意欲・態度								
美術	美術学習への関心・意欲・態度								
体育	体育学習への関心・意欲・態度								
家庭科	家庭科学習への関心・意欲・態度								
外国語活動	外国語活動への関心・意欲・態度								
総合的な学習の時間	総合的な学習の時間への関心・意欲・態度								
特別活動	特別活動への関心・意欲・態度								
その他	その他への関心・意欲・態度								

様式2 (指導者に関する記録)

氏名		学年		区分					
氏名		学年		1	2	3	4	5	6
特別の教科 道徳									
学習状況及び道徳性に係る成長の様子									
科目	単元	1	2	3	4	5	6	7	8
道徳	道徳への関心・意欲・態度								
国語	読書への関心・意欲・態度								
社会	社会科学習への関心・意欲・態度								
理科	理科学習への関心・意欲・態度								
算数	算数学習への関心・意欲・態度								
英語	英語学習への関心・意欲・態度								
音楽	音楽学習への関心・意欲・態度								
美術	美術学習への関心・意欲・態度								
体育	体育学習への関心・意欲・態度								
家庭科	家庭科学習への関心・意欲・態度								
外国語活動	外国語活動への関心・意欲・態度								
総合的な学習の時間	総合的な学習の時間への関心・意欲・態度								
特別活動	特別活動への関心・意欲・態度								
その他	その他への関心・意欲・態度								

児童氏名

項目	学年						学年	項目
	1	2	3	4	5	6		
基本的な生活習慣								思いやり・努力
健康・体力の向上								生命尊重・自然保護
自主・自律								勤労・奉仕
責任感								公正・公平
創発工夫								公共心・公徳心

学年	学年						学年	項目
	1	2	3	4	5	6		
第1学年								第4学年
第2学年								第5学年
第3学年								第6学年

学年	学年						学年	項目
	1	2	3	4	5	6		
第1学年								第4学年
第2学年								第5学年
第3学年								第6学年

児童氏名

項目	学年						学年	項目
	1	2	3	4	5	6		
基本的な生活習慣								思いやり・努力
健康・体力の向上								生命尊重・自然保護
自主・自律								勤労・奉仕
責任感								公正・公平
創発工夫								公共心・公徳心

学年	学年						学年	項目
	1	2	3	4	5	6		
第1学年								第4学年
第2学年								第5学年
第3学年								第6学年

学年	学年						学年	項目
	1	2	3	4	5	6		
第1学年								第4学年
第2学年								第5学年
第3学年								第6学年

様式3～別記第50号様式 略

様式3～別記第50号様式 略

日程第 6

議案第 2 号

仁木町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の
一部を改正する要綱に関する件について

仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則
第2条第11項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和2年4月20日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩井 秋 男

仁木町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱

仁木町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱（平成18年仁木町教育委員会告示第13号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項を次のように改める。

2 クラブ活動費、児童生徒会費及びPTA会費は、学校に支払う。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

新旧対照表

○仁木町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱

新	旧
<p>仁木町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱 平成18年9月12日教育委員会告示第13号</p> <p>第1条～第10条 略 (支給方法等)</p> <p>第11条 教育委員会は、次の各項を除く対象経費の支給については、原則として口座振替の方法によって行うものとする。</p> <p>2 クラブ活動費、児童生徒会費及びPTA会費は、<u>学校に支払う。</u></p> <p>3～6 略</p> <p><u>附 則</u> この要綱は、<u>公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。</u></p>	<p>仁木町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱 平成18年9月12日教育委員会告示第13号</p> <p>第1条～第2条 略 (支給対象費目)</p> <p>第11条 教育委員会は、次の各項を除く対象経費の支給については、原則として口座振替の方法によって行うものとする。</p> <p>2 クラブ活動費、児童生徒会費及びPTA会費は、<u>認定者の委任を受けた教員を通じて支給する。</u></p> <p>3～6 略</p>

日程第 7

議案第 3 号

仁木町山村開発センター設置条例等に基づく使用料の減免
取扱規程の一部を改正する規程に関する件について

仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則
第 2 条第 1 1 項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和 2 年 4 月 2 0 日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩 井 秋 男

仁木町山村開発センター設置条例等に基づく使用料の減免取扱規程の一部を改正する規程

仁木町山村開発センター設置条例等に基づく使用料の減免取扱規程（平成20年仁木町教育委員会告示第5号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を改正後欄に掲げた部分の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第1条 略 （使用料の減免の取扱い） 第2条 1～3 略 4 仁木町教育委員会がスポーツ指導のため委嘱する仁木町スポーツ推進委員及び仁木町スポーツサポーター及び<u>スポーツ指導員</u>にあっては、 個人使用料を徴収しないものとする。 第3条～第4条 略</p>	<p>第1条 略 （使用料の減免の取扱い） 第2条 1～3 略 4 仁木町教育委員会がスポーツ指導のため委嘱する仁木町スポーツ推進委員及び仁木町スポーツ指導員、並びに <u>スポーツ少年団の指導者</u>にあっては、 個人使用料を徴収しないものとする。 第3条～第4条 略</p>

附 則

この規程は、告示日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

日程第 8

議案第 4 号

仁木町社会教育委員の委嘱に関する件について

仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則
第2条第13項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和2年4月20日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩井 秋 男

仁木町社会教育委員名簿

任 期：令和2年4月20日～令和2年10月31日

定 数：10名

役 職	氏 名	住所・電話番号	備 考
委員長	加 藤 美佐子		大江地区 学識経験者 H20.11.1～
委 員	三 上 勲		大江地区 学識経験者 H26.11.1～
委 員	大 洞 和 子		銀山地区 学識経験者 H28.4.16～
委 員	大久保 俊 哉		仁木地区 学識経験者 H26.5.1～H27.4.27 H30.11.1～
委 員	那 須 勝		銀山地区 社会教育関係者 H30.11.1～
委 員	山 崎 貴 志		仁木町校長会会長 R2.4.20～
委 員	坂 東 秀 悦		仁木町体育協会会長 H25.5.10～
委 員	美 濃 英 則		仁木町文化連盟会長 R元.5.21～
委 員	山 下 和 也		仁木町PTA連合会長 H30.11.1～

日程第 9

議案第 5 号

仁木町学校給食運営委員会委員の委嘱に関する件について

仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則
第2条第13項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和2年4月20日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩井 秋 男

仁木町学校給食運営委員会委員名簿

任期 平成31年 4月 1日
令和 3年 3月31日

(敬称略)

氏 名	役 職 名	選 出 区 分	備 考
うち や かず よし 打 矢 和 美	銀 山 小 学 校 長	第3条第2項第1号 学 校 長	
さい とう ひろ よ 齋 藤 啓 代	仁 木 中 学 校 長	第3条第2項第1号 学 校 長	
しぶ や じゅん いち 渋 谷 順 一	赤井川村校長会代表	第3条第2項第1号 学 校 長	都 小
こばやし じゅん いち 小 林 純 一	赤井川村PTA連合会長	第3条第2項第2号 P T A 代 表	赤井川小
やま した かず や 山 下 和 也	仁木町PTA連合会会長	第3条第2項第2号 P T A 代 表	銀 山 小
よこ ぜき しげる 横 関 茂	学 識 経 験 者	第3条第2項第3号	
おお いし かず あき 大 石 和 朗	赤 井 川 村 副 村 長	第3条第2項第4号 必要と認めるもの	
はやし こう じ 林 幸 治	仁 木 町 副 町 長	第3条第2項第4号 必要と認めるもの	

(令和2年4月20日現在)

日 程 第 10

議 案 第 6 号

仁木町学校給食献立原案検討・物資選定委員会委員の
委嘱に関する件について

仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則
第2条第13項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和2年4月20日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩 井 秋 男

仁木町学校給食献立原案検討・物資選定委員名簿

任期 平成31年 4月 1日
令和 3年 3月31日

(敬称略)

氏 名	役 職 名	選 出 区 分	備 考
うち や かず よし 打 矢 和 美	銀 山 小 学 校 長	第3条第1号	
さい とう ひろ よ 齋 藤 啓 代	仁 木 中 学 校 長	第3条第1号	
しお や じゅん いち 澁 谷 順 一	赤井川村校長会代表	第3条第1号	都 小
こばやし じゅん いち 小 林 純 一	赤井川村PTA連合会長	第3条第1号	赤井川小
やま した かず や 山 下 和 也	仁木町PTA連合会会長	第3条第1号	銀 山 小
よこ せき しげる 横 関 茂	学 識 経 験 者	第3条第1号	
おお いし かず あき 大 石 和 朗	赤 井 川 村 副 村 長	第3条第1号	
はやし こう じ 林 幸 治	仁 木 町 副 町 長	第3条第1号	
さ とう しのお 佐 藤 忍	栄 養 教 諭	第3条第2号	仁 木 小

(令和2年4月20日現在)

日程第 11

協議案第 1 号

当面する教育諸問題について

令和2年4月20日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩 井 秋 男

1 当面する教育諸問題

2 当面する行事日程について

★ 令和2年第5回仁木町教育委員会定例会

5月 日 () : ~ 応接室

※令和元年・・・5月21日(火) 14:51~16:05

※平成30年・・・5月22日(火) 15:00~17:34

○ 令和2年度義務教育指導監学校経営指導訪問（1次訪問）

5月18日（月） 9：30～ 銀山中学校

5月18日（月） 13：00～ 銀山小学校

5月19日（火） 9：30～ 仁木中学校

5月19日（火） 13：00～ 仁木小学校

3 その他